

## 条例検討部会での議論の状況について

平成 27 年 3 月 条例検討部会長

条例検討部会では、条例見直しの視点（神奈川県条例の見直しに関する要綱第7条）に沿って、検討を行っている。

- 1 条例の制定の趣旨の確認
- 2 直近5年間における条例の施行の状況の把握
- 3 条例に関連する社会状況の推移の把握
- 4 1から3までの内容に基づき、「見直しの視点」（※必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性）から検討
- 5 4の結果に基づき、条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

## 1 条例の制定の趣旨の確認

## 【論点】

- ボランティア団体等と県の二者の協働から、多様な主体による協働への転換
- 「協働」（第2条）、「協働事業」（第5条）の考え方について

## 【部会での議論】

- 多様な主体の協働とすると、条例の趣旨が全く変わってしまうので、協働事業を行う上で、県として定めておくべきことを定めるというスタンスは変えないで議論した方がよい。
- 制定された当時の社会的な状況を鑑みると、特にボランティア団体等との協働に焦点を当てて、その人たちを支援したり環境整備することを、条例できちんと位置付けることが趣旨と考えられる。
- 県の条例は、協働の推進に関わる条例であり、協働事業のやり方などを決める条例ではない。潜在的な相手を規定しており、予め団体の適格性を限定して、団体の適格性を満たせば、基本的には事業自体も公共性・公益性が推定される基本的な考え方になっている。
- 協働は、事業を通じて、何らかの課題をかかえ、新たなサービスを必要としている人々に向けたサービスを創り出すという面もある。そういった意味で、協働は実質的には社会の課題解決への支援という意味もあり、5年経過した今でも、県民の自発的・自立的な活動がより求められるような社会的環境にある。

## 2 直近5年間における条例の施行の状況の把握

### 【課題】

- ボランティア団体等と県との、条例第5条に該当する「協働事業」件数は、減少傾向にある。

※協働事業件数の推移

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
35件	34件	29件	22件

## 3 条例に関連する社会状況の推移の把握

### 【論点】

- 協働の相手方について（第2条）  
→条例では、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体、個人に限定している。  
条例制定当時（平成22年）は、公益法人改革が途上であり、一般社団法人等は相手方から除外したが、協働の相手方として、見直しにあたり検討が必要。

### 【部会での議論】

- 県民の自発的な活動を支援するという意味から言えば、条例制定当時は実質的にNPO法人だけだった。条例制定の歴史的経緯から考えると、特定の種別の団体を特別に支援するというスタンスはあってもよいが、NPO法人と一般社団法人とは、立ち上げる人がどちらを選択するかの問題であり、活動に差はない。
- 団体立ち上げのスピーディさから、特に被災地支援では、NPO法人ではなく、一般社団法人を選択した例が多い。
- 対象のところで、一番影響を受けるのは、入口の適格性の部分で「かながわボランティア活動推進基金21」と思われる。
- 一般社団法人、一般財団法人のうち、税法上、非営利性を徹底した法人もある。

### 【今回の協議会でご議論いただきたい事項】

- 1 ボランティア団体等と県との協働とは。
- 2 協働の相手方として、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等を検討すべきか。検討すると、対象としての法人をどこまでの範囲とするか。
- 3 その他、今回の条例見直しに際して、検討すべき事項について。